



損保ジャパン日本興亜

2019年1月

一般社団法人日本マンション管理士会連合会限定

安心なマンション管理士業務の実現のために…

# マンション管理士賠償責任保険



保険期間

2019年1月1日午後4時～2020年1月1日午後4時

お申込締切日

2018年12月20日(木)

※中途加入は、随時受付しております。

加入依頼書が毎月15日までに一般社団法人日本マンション管理士会連合会事務所に到着した場合、保険期間は翌月1日からとなります。

## 保険の内容

この保険は、マンション管理士の業務につき行った行為(不作為を含みます。)に起因して加入者(被保険者)に対して、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことによって被る損害(※)をお支払いする保険です。

(※)法律上の賠償責任を負担することによって発生する費用(損害賠償金、訴訟費用等)をいいます。

### 1. ご加入資格

一般社団法人日本マンション管理士会連合会会員所属のマンション管理士であること

(注1)この保険は、一般社団法人日本マンション管理士会連合会さま向けに作らせていただいた商品であり、一般販売はしておりません。(2018年10月現在)

### 2. 保険金のお支払対象となる業務

マンションの管理の適正化の推進に関する法律(2000年12月8日法律第149号)第2条(定義)第五号に規定するマンション管理士として行う業務(※)です。

(※)管理組合の運営その他マンションの管理に関し、管理組合の管理者またはマンションの区分所有者等の相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことをいいます。ただし、マンションの管理の適正化の推進に関する法律以外の法律(弁護士法、建築士法等)において制限されているものおよび、(特約をセットされた場合は除きますが)理事会を設置していないマンション管理組合の第三者管理者として行う業務は除きます。

### 3. 保険金のお支払対象となる費用



・被害者にお支払いすべき法律上の損害賠償金

(例)第三者に身体障害を与えた時の治療費や逸失利益、第三者の財物に損害を与えた時の修理費等

・訴訟になった場合の訴訟費用、弁護士費用等(事前に損保ジャパン日本興亜の承認が必要です。)

### 4. 保険金のお支払いの対象とならない主な場合

- ・加入者(被保険者)の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- ・被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者の犯罪行為(過失犯罪を除きます。)に起因する損害賠償請求
- ・法令に違反することを加入者(被保険者)が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求。
- ・日本国以外の場所で発生した身体障害・財物損壊に関する事故
- ・通常の業務の範囲でない行為(主に他の士業の専門行為)に起因する損害賠償請求
- ・利害関係者(被保険者、被保険者と世帯を同じくする親族または被保険者もしくは被保険者と世帯を同じくする親族が5%以上の議決権を保有している法人)から提訴された損害賠償請求
- ・名誉毀損または秘密漏えいに対する損害賠償請求(※1)
- ・口頭もしくは文書による誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による人格権侵害に対する損害賠償請求(※2)
- ・業務の前提となった資料、情報等についての未実現の事実について、実現を前提としたことの過誤に起因する損害賠償請求
- ・業務の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求
- ・業務についての報酬、手数料等に関する損害賠償請求
- ・景観が不良であるとの申し立てに基づく損害賠償請求
- ・環境に与えた損失に起因する損害賠償請求

など

※1 個人情報漏えいに関しては、個人情報取扱事業者追加条項をセットすることによって補償の対象となります。  
(「標準タイプ」と「第三者管理者補償付きタイプ」にセットされています)

※2 人格権侵害担保追加条項をセットすることによって補償の対象となります。  
(「標準タイプ」と「第三者管理者補償付きタイプ」にセットされています)